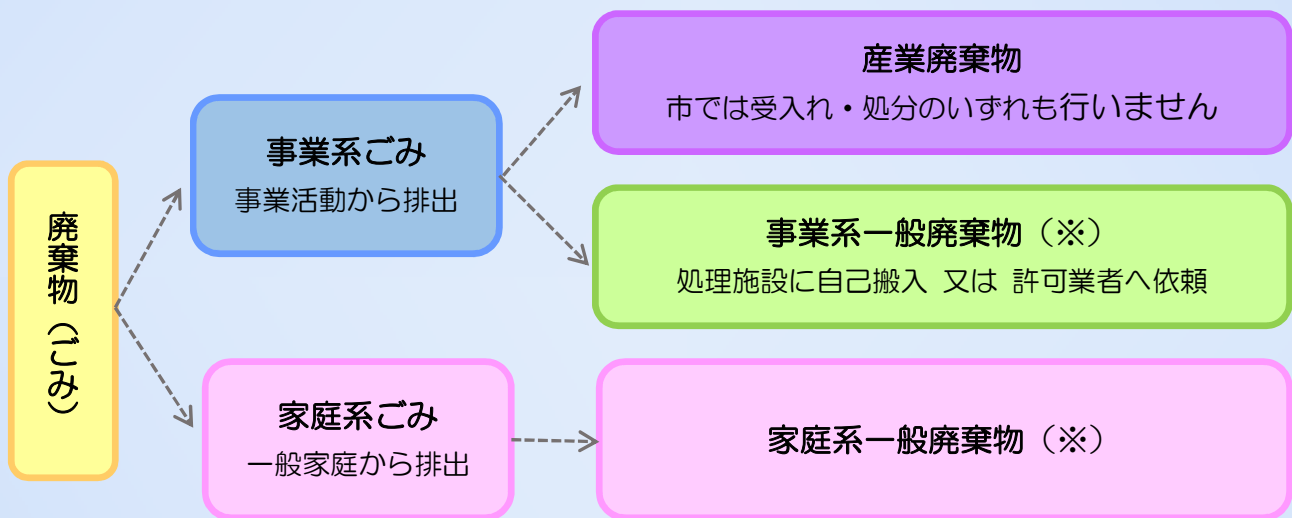


事業系ごみの適正処理について

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物（事業系ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

廃棄物の分類

廃棄物は、その排出元から「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分けられ、「事業系ごみ」は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。



※ 一般廃棄物であっても、市処理施設で処理できないものは受入れできません。（処理困難物など）

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って発生する全てのごみのうち、産業廃棄物（P3参照）以外の廃棄物です。

事業系一般廃棄物の例

- ・従業員が食べたお弁当の容器や食べ残し
- ・従業員が飲んだ飲料の容器
- ・長さ60cm未満、直径5cm以内の枝・木
- ・事務室から発生した紙くず
- ・使用済のティッシュペーパー など

産業廃棄物の例

- ・事業活動で生じるプラスチック製容器包装
- ・プラスチックでできている製品全般
- ・木製品以外の事務用品
- ・事業活動に伴って排出された廃油
- ・指定業種から排出される木くず など

事業系ごみは、集積所には出せません！

事業系一般廃棄物については、市の処理施設へ直接搬入（P2参照）するか、市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（P4参照）に依頼してください。

事業系一般廃棄物の受入

事業活動によって生じた廃棄物のうち「事業系一般廃棄物」に該当するもので、適正に分別されているものについては、市の施設で受入れを行っています。

受入対象

坂戸市内で発生した事業系一般廃棄物のうち、市の受入基準に適合し、適正に分別されているもの。(P1参照)

排出方法

市指定ごみ・資源物収集袋 または 認定指定袋に入れて、次のいずれかの方法で排出してください。

- ・自らが市の処理施設へ直接搬入する
- ・市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者に依頼する

指定袋の購入先

市指定ごみ・資源物収集袋：スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア等
認定指定袋：坂戸市商工会（049-282-1331）

処理手数料

10キログラムにつき240円

※10キログラム未満の場合は、10キログラムとみなします。

搬入施設・搬入時間

燃やせるごみ	坂戸市西清掃センター 坂戸市にっさい花みず木 1-5 049-281-3575	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～正午 午後1時～4時30分 ※ 施設の状況により、受入れ できない場合があります。
燃やさないごみ 粗大ごみ 資源物	坂戸市東清掃センター 坂戸市赤尾 2292 049-284-0690	

多量排出事業者に対する指示等について

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者（毎月5トン以上の廃棄物を排出する事業者）に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び運搬方法その他必要な事項を指示することがあります。

※ 指示に従わない場合は、改善勧告、受入拒否等の必要な措置を講じることがあります。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた20種類の廃棄物です。産業廃棄物については、市では処理できません。

産業廃棄物の種類（廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第2条

種 類	内 容	
燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、廃活性炭、すすなど	
汚泥	グリストラップ汚泥、ビルピット汚泥、メッキ汚泥、廃白土、泥状のものなど	
廃油	食用油、潤滑油、絶縁油、タールピッチなど	
廃酸	写真定着液、酸性の廃液など	
廃アルカリ	写真現像液、アルカリ性の廃液など	
廃プラスチック類	ビニール類、発泡スチロール、合成繊維、プラスチック容器、タイヤなど	
ゴムくず	天然ゴム製のもの ※合成ゴムは廃プラスチック類	
金属くず	空き缶、金属スクラップ、切削くず、溶接くずなど	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	空きビン、ガラス製品くず、耐火レンガ、コンクリート製品（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器、石膏ボードなど	
鋳さい	スラグ、廃鋳物砂など	
がれき類	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）など	
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの	
特定の事業活動に伴うもの（業種指定）	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業等に係るもの
	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業等に係るもの、貨物流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業に係る天然繊維
	動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形物
	動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	動物の死体	畜産農業に係るもの
施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの…コンクリート固形化物 など	

一般廃棄物収集・運搬許可業者一覧

会社名	電話番号	会社名	電話番号
加藤商事(株)	049-222-5957	(株)高澤商店	0493-23-6392
(株)クリーンネス藤原	042-978-9151	(株)フクヤマ	049-265-1155
(株)坂戸公衛社	049-281-0435	毛呂山清掃(株)	049-294-0459
笹沼商事(株)	049-281-4420	(有)安川商事	049-294-4411
(有)城西紙業	049-295-2046	(株)ヤマキ	048-532-1740
(有)菅原産業	049-289-9888	ヤマダ産業(株)	049-226-7722
誠光産業(有)	049-284-5567	石川商事(株)	049-222-3047
(有)正和清掃社	049-281-1678	(有)瀬戸商事	049-294-1916
(株)ふかみ	049-289-1000	太盛運輸(有)	049-242-1168
(株)アカラ興産	049-295-0175	(株)高橋産商	048-652-8884
エルエス工業(株)	03-5410-3627	保健事業(株)	0493-36-2155
(有)大野生研工業	048-526-0587	クリーンシステム(株)	049-287-2203

産業廃棄物の処理等に関する問合せ

問合せ先	電話番号
埼玉県 産業廃棄物指導課	048-830-3135
埼玉県環境整備センター（彩の国資源循環工場）	048-581-4070

県内の産業廃棄物処理業者の検索

問合せ先	ホームページアドレス
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会	https://saitama-sanpai.or.jp/

詳しくは下記担当までお問合せください

坂戸市役所 廃棄物対策課 :049-283-1331内線 393・394

坂戸市西清掃センター :049-281-3575

坂戸市東清掃センター :049-284-0690

